

保高発 0331 第 9 号
令和 8 年 3 月 31 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
市町村後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令等の公布について（通知）

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月 31 日に、「厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 67 号）」が公布・施行されるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 58 号）」及び「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（令和 8 年厚生労働省告示第 161 号）」が公布され、令和 8 年 4 月 1 日より施行・適用されるところです。

内容につきまして下記のとおりお知らせしますので、ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第1 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令関係（令和8年3月31日施行）

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に「カード代替電磁的記録」が位置づけられたことにともない、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第17条第1項に規定する資格確認書の再交付申請及び第21条第1項に規定する資格情報通知の再通知の申請において、申請書に個人番号を記載しない場合、番号法第18条の2第6項の規定によりカード代替電磁的記録を送信する方法で申請を行うことができるものとする。

第2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令関係（令和8年4月1日施行）

1 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正（第1条）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「子子法改正法」という。）の施行に伴い、高確法第104条に規定する保険料の基準について、後期高齢者広域連合が被保険者に対して課する保険料を算定するに当たり、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。）第18条第1項第8号、第9号本文及び第11号に基づき算定される同条第1号ロに規定する子ども・子育て支援金納付金賦課額が、同項第13号の規定に基づき算定される限度額を上回ることが確実である場合の基礎控除後の総所得金額等の補正の方法等を定めること。

2 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正（第2条）

子子法改正法の施行に伴い、高確法第104条に規定する保険料として子ども子育て支援金の納付に要する費用を徴収することとなったことを踏まえ、高確法第116条第1項第1号の財政安定化基金の交付事業について、高確令第13条第7項に規定する基金事業対象比率の算定のための同項第1号に規定する額の算定方法を見直すとともに、高確令第17条に定める基金事業対象収入額の算定方法について見直しを行うこと。

3 その他、所要の改正を行うこと。

第3 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件関係（令和8年4月1日適用）

算定省令第47条第2項の規定に基づき、令和8年度における全保険者平均前期高齢

者加入率見込値を 0.13886924 とするとともに、令和 6 年度における全保険者平均前期
高齢者加入率を 0.14314817 とすること。